

京都市図書館条例の一部を改正する条例（平成20年3月28日京都市条例第61号）

（中央図書館右京中央図書館開設準備室）

京都市右京図書館に替えて、京都市右京中央図書館を京都市右京区太秦下刑部町12番地に設置することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。ただし、京都市右京図書館の廃止に関する改正は、平成20年4月1日から施行することとしました。

京都市図書館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第61号

京都市図書館条例の一部を改正する条例

京都市図書館条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市中央図書館の項の次に次の1項を加える。

京都市右京中央図書館	京都市右京区太秦下刑部町12番地
------------	------------------

別表第2京都市右京図書館の項を削る。

附 則

この条例中別表第1の改正規定は市規則で定める日から、別表第2の改正規定は平成20年4月1日から施行する。

(中央図書館右京中央図書館開設準備室)